厚生労働省
群馬労働局

Press Release

厚　生　労　働　省
群 馬 労 働 局 発 表
平成 26 年 5 月 9 日

【照会先】
群馬労働局労働基準部健康安全課
課　　長　　　寺　村　裕　司
主任産業安全専門官　長谷川隆雄
課長補佐　　　桑　原　　茂
（電　話）027-210-5004
（携　帯）090(3002)4469

「死亡災害多発緊急事態宣言」の発令について

－群馬労働局では、初めての発令－

厚生労働省群馬労働局（局長 内田昭宏）管内では、平成 26 年（1 月～4 月）の労働災害による死亡者数が 10 人（平成 26 年 4 月末速報値）となったことから、「死亡労働災害多発緊急事態宣言」を、本日、発令しました。（群馬労働局では初めての発令です。）

過去 5 年間の同時期では最多であり、二桁（10 人以上)になったのは、平成 19 年（11 人）以来です。

1　平成 26 年 1 月から 4 月の死亡労働災害の発生状況（平成 26 年 4 月末速報値）

平成 26 年 1 月から 4 月までの労働災害による死亡者数（平成 26 年 4 月末速報値）が 10 人となり、過去 5 年間の同時期では最多です。また、二桁になったのは平成 19 年の 11 人以来です。（図表 1 参照）

業種別でみると、建設業が 3 人、製造業、小売業、旅館業がともに 2 人、道路貨物運送業が 1 人です。（図表 2 参照）

2　今後の取組について

群馬労働局では、平成 26 年 2 月から実施している労働災害防止の緊急対策の一環として「死亡労働災害多発緊急事態宣言」（別添）を発令することによって、死亡者数を含む死傷者数の削減を図るものとします。

なお、緊急事態宣言期間は、全国安全週間（7 月 1 日から 7 月 7 日）の最終日である 7 月 7 日までを目処とし、集中した取組みを群馬県下全域において推進することにより、宣言の実効性を図ります。（「死亡労働災害多発緊急事態宣言発令要綱」参照。）

（具体的な実施事項）

① 群馬労働局長をトップとする労働災害防止のための「緊急事態対策本部」（以下「本部」という。)の設立
② 本部による労働災害防止団体等関係団体への要請と指導
③ 群馬労働局内に「災害防止総合相談窓口」の設置

別添

死亡労働災害多発緊急事態宣言

－死亡労働災害の撲滅に向けて－

　群馬労働局管内では、本年１月から４月末までの期間中に、労働災害により10名の労働者が亡くなりました。

　これは、過去5年間の同期間で最多であり、二桁の10人以上になったのは平成19年（11人）以来です。

　近年の経済活動の活発化や労働時間の増加、そして2月の記録的大雪など災害増加の要因は存するものの、この死亡災害発生状況は極めて憂慮すべき事態であると認識しております。

　このため、平成26年7月7日（全国安全週間の最終日）までを目処に**「死亡労働災害多発緊急事態」**を宣言します。

　管内における事業場の経営者はもちろん労使双方並びに関係団体が一丸となって、労働災害とりわけ死亡災害の撲滅に向けた取組をさらに積極的に実施するよう強く要請いたします。

平成26年5月9日

群馬労働局長　内田　昭宏

「死亡労働災害多発緊急事態宣言」発令要綱

1　現状

群馬県内における労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、平成24年が2,204人、平成25年が2,252人で２年連続増加している中で、平成26年第1四半期（1月から3月まで）の死傷者数(速報値)は、482人で、前年同期比で117人増加（増加率32.1%）となっている。

群馬労働局では、この増加傾向に歯止めを掛けるため、平成26年2月から関係団体への要請等の緊急対策（以下「緊急対策」という。）を実施しているが、労働災害による死亡者数は、平成26年1月から4月末までに10人となった。死亡者数10人は、過去5年間の同期間で最多であり、二桁になったのは平成19年の11人以来である。

この災害発生状況は、経済活動の活発化や平成26年2月の歴史的大雪など災害増加の要因はあるものの、極めて憂慮すべき状態といえる。

そこで、緊急対策の実効性をあげることも含め、緊急事態宣言を発令することとする。

2　趣旨および実施期間

労働災害の防止は事業主の責務であり、この責務を全うするには、何よりも経営トップが率先して労働者の安全と健康の確保に取り組むことが重要であるが、上記の現状においては、「自社においては労働災害を起こさない」というトップ自らの決意が十分な状況とはいえない。

緊急対策に加えて、緊急事態であることを宣言することによって、県内の関係団体に対して、労働災害防止に対する意識改革を強力に推進し、労使協力のもと災害防止のための積極的な取組を促すことが必要である。

このため、**「死亡労働災害多発緊急事態宣言」**（以下「緊急事態宣言」という。）を緊急対策の一環として発令し、死亡災害撲滅を謳うことで死亡者数を含む死傷者数の削減を図るものとする。

なお、緊急事態宣言の実効性を図るため、宣言期間を全国安全週間の最終日である7月7日までを目処とし、集中した取組みを実施することにより、労働災害防止団体等の関係団体とともに群馬県下全域において緊急対策を更に推進する。

3　実施事項

（１）上記の緊急対策の実施事項としては、

① 群馬県建設業協会長及び建設業労働災害防止協会群馬県支部長に対する要請(2月3日)。

② 太田商工会議所に対する労働災害防止の講習会の実施(2月14日)。

③ 群馬県トラック協会長及び陸上貨物運送業労働災害防止協会群馬県支部長に対する要

請（3 月 6 日）。

④ 群馬労働基準協会連合会長に対する要請(4 月 2 日)。

⑤ 群馬県木材協働組合長及び林業・木材製造業労働災害防止協会長に対する要請(4 月 7 日)。

⑥ 群馬県社会保険労務士会長に対する協力要請(4 月 14 日）

⑦ 群馬県内の労働基準協会長(１１会長)に対する要請(4 月 21 日）

⑧ 日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部長に対する協力要請(4 月 22 日)。

⑨ 建設荷役車両安全技術協会群馬県支部長に対する要請(4 月 25 日)。

⑩ 群馬労働災害防止団体連絡協議会長に対する要請(4 月 25 日)。

⑪ 経営者４団体（群馬県経営者協会、群馬県中小企業団体中央会、群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会）に対する要請（5 月予定)。

⑫ 災害防止関係団体（7 団体）の代表者に対する要請（5 月予定)。

⑬ 労働組合（連合群馬）に対する安全衛生学習会の講演と協力要請（6 月予定)。

⑭ 「群馬県安全衛生労使専門家会議」(※）を 6 月に開催予定（例年は秋以降に開催していたものを前倒し)。

⑮ 群馬産業安全衛生大会において要請（7 月 2 日)。

等であるが、すでに要請済みである関係団体等に対しても、緊急事態宣言発令の趣旨説明と要請を行うものとする。また、5 月からの関係団体の総会においても、同様とする。

（※ 「群馬県安全衛生労使専門家会議」とは、現場実態に精通した外部専門家８名（労働組合が推薦する者及び使用者団体が推薦する者の各 4 名と産業保健分野に精通した医師１名及び労働安全・衛生コンサルタント１名）を構成員として、地域における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を群馬労働局が策定する安全衛生に係る諸対策等に反映させるための会議。）

（２）緊急事態対策本部の設立等

① 群馬労働局内に労働災害防止のための「緊急事態対策本部」を設立し、取組みの強化体制を確立する。緊急事態対策本部の体制は、次のとおり。

群馬労働局長をトップとして、その下に「実施部隊」を置く。実施部隊は、労働基準部長をトップとし、健康安全課のメンバーで構成する。

② 群馬労働局健康安全課内に、リスクアセスメント取組手法等労働災害防止のための相談窓口（以下「総合相談窓口」という。）を開設し、相談や指導業務を行う（各労働基準監督署が受け付けている管轄所在の企業からの各種災害防止関係の相談を労働局においても受け付ける)。また、各署が受け付けた相談のうち、より専門性の高い相談等については、総合相談窓口にて対応するワンストップサービスにより相談者の利便性の向上を図る（相談窓口の拡充と整備)。

図表１

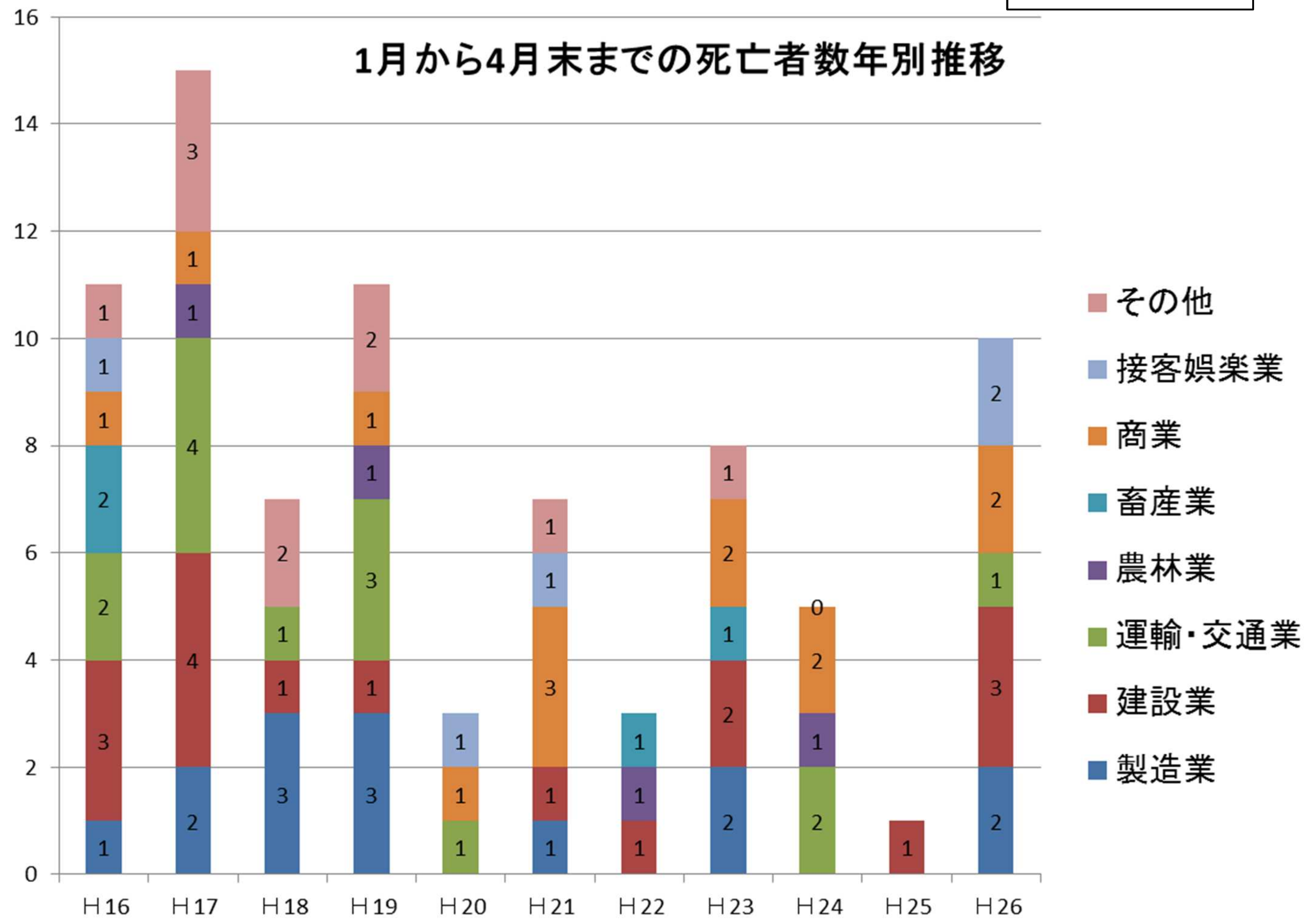

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
製造業	1	2	3	3		1		2			2
建設業	3	4	1	1		1	1	2		1	3
運輸・交通業	2	4	1	3	1				2		1
林業		1		1			1		1		
畜産	2						1	1			
商業	1	1	0	1	1	3	0	2	2	0	2
接客娯楽業	1				1	1					2
その他	1	3	2	2	0	1	0	1	0	0	0
合計	11	15	7	11	3	7	3	8	5	1	10

図表2

平成２６年死亡災害事例（建設業以外）

平成２６年４月末現在
群　馬　労　働　局

番号	発生月 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別	署別
1	1月 １０時頃 ６人	55歳 男 整備士	整備工場内でワンボックスカーの後部を上げてうまで支えて後輪を2本外した状態で車体の下に上半身を入れて作業していたところ、なんらかの理由でうまから車体が落ち、被災者がはさまれた。	自動車小売業	はさまれ・巻き込まれ	その他の用具	前橋
2	1月 ４時頃 １１０人	60歳 男 配達員	新聞配達のため県道をバイクで走行中、対向の乗用車がはみ出してきて正面衝突した。	新聞販売業	交通事故	乗用車等	沼田
3	２月 ７時頃 ４１人	55歳 男 作業員	作業者が機械装置の異常に気付き、確認したところ、被災者が機械装置と産業用ロボットの間に挟まれていた。	非鉄金属製造業	はさまれ・巻き込まれ	産業用ロボット	高崎
4	２月 １５時頃 １６人	71歳 男 作業者	ホテルの駐車場で自車の中でエンジンをかけて除雪車を待っていたと思われる被災者が、一酸化炭素中毒死の状態で、車の中で発見された。	旅館業	有害物との接触	乗用車等	中之条
5	２月 ３時頃 ２９人	54歳 男 運転手	トラックで国道を走行中、停止していた大型トラックに追突した。	一般貨物自動車運送業	交通事故	トラック	太田
6	２月 ２３時頃 ９人	66歳 女 作業者	ホテルの駐車場で自車の中でエンジンをかけて雪の状態を見ていたと思われる被災者が、一酸化炭素中毒死の状態で、車の中で発見された。	旅館業	有害物との接触	乗用車等	前橋
7	４月 １４時頃 ３５人	46歳 男 作業員	製品を脱脂・洗浄を行う洗浄槽において、有機溶剤を排出した後の槽内底部に沈殿した鉄粉等のヘドロを清掃する作業中、被災者が槽内で昏倒し、１７日後に搬送先の病院で死亡した。	自動車・同付属品製造業	有害物との接触	有害物	太田

平成２６年死亡災害事例（建設業）

番号	発生月 発生時間帯 店社人数・現場人数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	事故の型別	起因物別	署別
8	１月 １３時頃 ８人　，１１人	51歳 男 作業員	工場構内の屋外で移動式クレーンで機械装置を吊り上げて据え付け作業を行っていた。吊り荷が揺れて単管足場上にいた被災者が吊り荷を避けようとして3.5m下の地上に墜落した。	墜落･転落	移動式クレーン	太田
9	３月 １１時頃 ３人．３人	50歳 男 作業員	スレート屋根上で屋根の解体作業をしていたところ、スレートを踏み抜き、4.5m下の土間に墜落した。	墜落･転落	屋根等	太田
10	３月 １０時頃 １２０人・１３２人	31歳 男 運転者	建設工事現場で、内装の配線作業を行っていた被災者が、高所作業車(作業床の高さ10㍍未満)の手すりと上部配管ラックに首・胸部付近を挟まれた。	はさまれ、巻き込まれ	高所作業車	太田